

転入者以外

調整給付金(不足額給付分)(※) 申請書

※ 調整給付金(不足額給付分)は、令和5年度分の所得等に基づき算出された方などになります。

注：調整給付金(不足額給付分)は、令和6年度分の個人住民税の課税市区町村に属する世帯主又は世帯員が、令和5年度分の所得等に基づき算出された方などになります。

令和5年度分の所得等に基づき算出された方などになります。

推計所得税額又は令和5年度分の所得等に基づき算出された方などになります。

記入例

支給市区町村
(令和7年度個人住民税の課税市区町村)
田布施町

提出期限
令和7年10月31日(金)

町
受付印

【本様式での申請は、令和6年分所得税額及び低所得者世帯向け給付金(青色事業専従者に対する青色世帯主税額)または、合計所得金額が

①～③について確認の上、誓約・同意いただける場合「✓」を入れてください。
※ここに「✓」の記入がない場合、給付金の支給対象とはなりません。

令和6年度に実施された

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(✓)してください。

(✓の記入がない場合、支給対象となりません)

☒ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

下記の支給要件に該当する場合、上限4万円が支給されます。支給要件に該当しなかった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。
※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円
※「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当し支給対象となる場合は、3万円以内の個別の給付額

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- 令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税の課税市区町村に属する世帯主又は世帯員が、令和5年度分の所得等に基づき算出された方などになります。
- 地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者に対する青色世帯主税額(令和5年度分)が、令和5年度分の所得等に基づき算出された方などになります。
- 地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者に対する青色世帯主税額(令和5年度分)が、令和5年度分の所得等に基づき算出された方などになります。

② 調整
を行
③ 公簿

申請者の氏名・性別・生年月日・住所・電話番号を記入してください

申請者以外の方が、申請書の提出を行う場合、この欄の記入をお願いします。

※「本人氏名」は、委任を受けた代理人ではなく、申請者の方が署名してください。

※この欄に記入された場合、別紙「本人確認書類等貼付用紙」の「本人(代理人)確認書類」には、ご本人と代理人、両方の本人確認書類を添付してください。

1. 申請者

(フリガナ)	性別	生年月日
氏 名		
タブセ カズオ	男	明治・大正・昭和・平成
田布施 一夫	女	XX 年 XX 月 XX 日

電話 ()

【代理申請を行う場合】

代理人	(フリガナ)	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 () 署名
上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付分)申請書の提出を委任します。					本人氏名

裏面以降も必ずご確認ください

2. 振込口座(原則、1. の申請・請求書と併せて提出)

以下のいずれか一つのチェック欄(□)に「○」を記入してください。

☐ ① マイナンバーカードで登録済みの口座(※マイナンバーカードの裏面に記載されている口座番号等から公金受取口座を指定)

☐ ② 下記の口座への振込を希望する(※通帳等の写しを本様式に添付する)

金融機関名	
1. 銀行	5. 農協
2. 金庫	6. 漁協
3. 信託	7. 信漁連
4. 信連	

金融機関コード

給付金の振込口座について、①または②のいずれかを選び、「✓」をいれてください。

②に「✓」を入れた場合、口座の内容について記入するとともに、次のページの中段に通帳見開きの写しを貼付してください。

ゆうちょ銀行の場合・・・金融機関名欄に「ゆうちょ」と記入し、支店名欄には貯金通帳の見開き下に記載された店名(漢数字)、口座番号欄は7桁の口座番号、口座名義欄はカタカナの口座名義を記入。

表面の「誓約・同意事項」のうち、①の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱(令和5年11月29日付け府地創第327号)に規定する「地域の实情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」の事例

次のア・イ・ウのいずれかに該当し、低所得者世帯向け給付の対象世帯主又は世帯員に該当していない者を指します。

ア 令和5年所得において、扶養親族として住民税の定額減税の対象になったものの、令和6年所得において合計所得金額が48万円を超える者又は青色事業専従者等(税制度上「扶養親族」から外れてしまう者)であったため、扶養親族として所得税の定額減税の対象から外れてしまった場合

イ 令和5年所得において、合計所得金額が48万円を超える者又は青色事業専従者等(税制度上「扶養親族」から外れてしまう者)であったため、扶養親族として住民税の定額減税の対象から外れてしまったものの、令和6年所得において合計所得金額48万円以下であったため、扶養親族として所得税の定額減税の対象になった場合

ウ 令和5年所得において合計所得金額が48万円を超える者又は青色事業専従者等(税制度上「扶養親族」から外れてしまう者)で、本人として当初調整給付の給付対象者であり、令和6年所得においても、引き続き、合計所得金額が48万円を超える者又は青色事業専従者等であるものの、本人としても扶養親族としても所得税の定額減税の対象から外れてしまった場合

提出書類

☐ 『調整給付金(不足額給付分) 申請書』(本書類)

※ 必要事項をご記入ください。

☐ 誓約・同意事項(表面中段)

☐ 申請者(または代理人)の氏名など(表面下部)

☐ 振込口座(ページ上部)

☐ 署名(ページ下部)

☐ 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)』

※ 受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

☐ 『事業主の令和6年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー)等』

※ 青色事業専従者または事業専従者の方のみご注意ください。

☐ 『令和6年度個人住民税の納税通知書 または 課税証明書の写し(コピー)』

※ 受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

この書類は、令和6年1月2日以降に田布施町に転入された方のみご注意ください。

☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※ 申請者のマイナンバーカードの表面(顔写真付の面)、申請者の運転免許証、健康保険証(または資格確認書)の写し(コピー)をご用意ください。

☐ 『誓約・同意事項、その他の項目について相違ないことの署名及び署名日を記入してください。』

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はあり

本申立ての内容に相違ありません。

令和 7 年 9 月 × 日 申請者氏名

田布施 一夫

本人確認書類等貼付用紙

本人(代理人)確認書類 ※必ず添付してください

※マイナンバーカードの表面(顔写真付の面)、運転免許証、健康保険証(または資格確認証)、介護保険証、年金手帳、パスポート等の写し(コピー)(いずれか1つ)

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

本人確認書類は必ず必要です。

振込先金融機関口座確認書類

添付が必要な方

左ページ番号上「2. 振込口」の②に記入した口座への振込を希望される場合

添付
通
帳
の
本
印

振込先金融機関口座確認書類の例(通帳の見開き)

(口座番号) ●●●●●●●●
普通預金
(お名前) タブセ カズオ サマ

※①

株式会社 ☆☆銀行
(銀行コード****)
口座店 ##支店